

4月号 世田谷区の行政拠点のしくみ

区では、本庁のほかに5つの地域に「総合支所」、28の地区に「まちづくりセンター」を設置しています。この三層構造の行政拠点により、区民の皆さんに身近な行政を行うしくみを「地域行政制度」と呼んでいます。

身近な地区の行政拠点である「まちづくりセンター」では、まちづくり活動の促進や防災活動の支援、あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会地区事務局と連携した高齢・障害・子育て等の相談をお受けする「福祉の相談窓口」等に取り組んでいます。

このコーナーは区のおしらせ地域版で連載中
過去の記事はこちら ▶▶▶



地域行政制度



区民

地域行政の目的

- 地域住民に密着した総合的サービスの展開
- 地域の実態に即したまちづくりの展開
- 区政への区民参加の促進